

# 豊田都市計画都市再開発の方針



## 都市再開発の方針

### ●基本方針

鉄道駅周辺の商業業務地は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び居住環境の改善を図るため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等により、公共施設の整備並びに商業・業務及び居住環境の整備を促進するとともに、拠点地区にふさわしい良好な都市景観の形成を推進します。

特に中心市街地においては、中心市街地の活性化に向けて「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な整備の推進を図っていきます。

### ●一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2項地区）

豊田市において、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（2項地区）として、表－1及び図のとおり整備の計画を定めます。

<表－1>

図面番号 地区名 (面積 ha)	1 豊田市駅周辺地区 (約31ha)
イ 地区の再開発整備等の主たる目標	○広域の拠点都市にふさわしい高度な都市機能と商業・業務機能の集積を高め、土地の高度利用を図る。
ロ 用途・密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	○再開発、建物の共同化等土地の高度利用を推進し、高度利用地区、特定街区、特別用途地区等の指定により、土地利用の増進を図る。
ハ 建築物の更新の方針	○駅前においては、再開発事業により高度利用、耐火建築物を促進する。 ○後背地においては、共同・協調建て替え等の誘導により更新を図る。
ニ 都市施設及び地区施設の整備方針	○豊田市停車場線、昭和町線の拡幅及び駅前広場の整備・拡張を図る。 ○都市防災に配慮し、防災機能の向上に資する整備促進を図る。
ホ 公共及び民間の役割等	○基盤整備を伴う駅前においては、公共団体が積極的に関与し、官民一体となって推進する。 ○後背地においては、民間活力を誘導しつつ整備する。
ヘ 概ね5年以内に実施予定の事業	○市街地再開発事業 ○街路事業
ト 概ね5年以内の都計決定・変更	○高度利用地区の変更 ○防火・準防火地域の変更 ○市街地再開発事業の決定 ○都市計画道路・駅前広場の変更 ○交通広場の決定 ○緑化地域の決定 ○景観地区の決定
チ その他	—————